

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

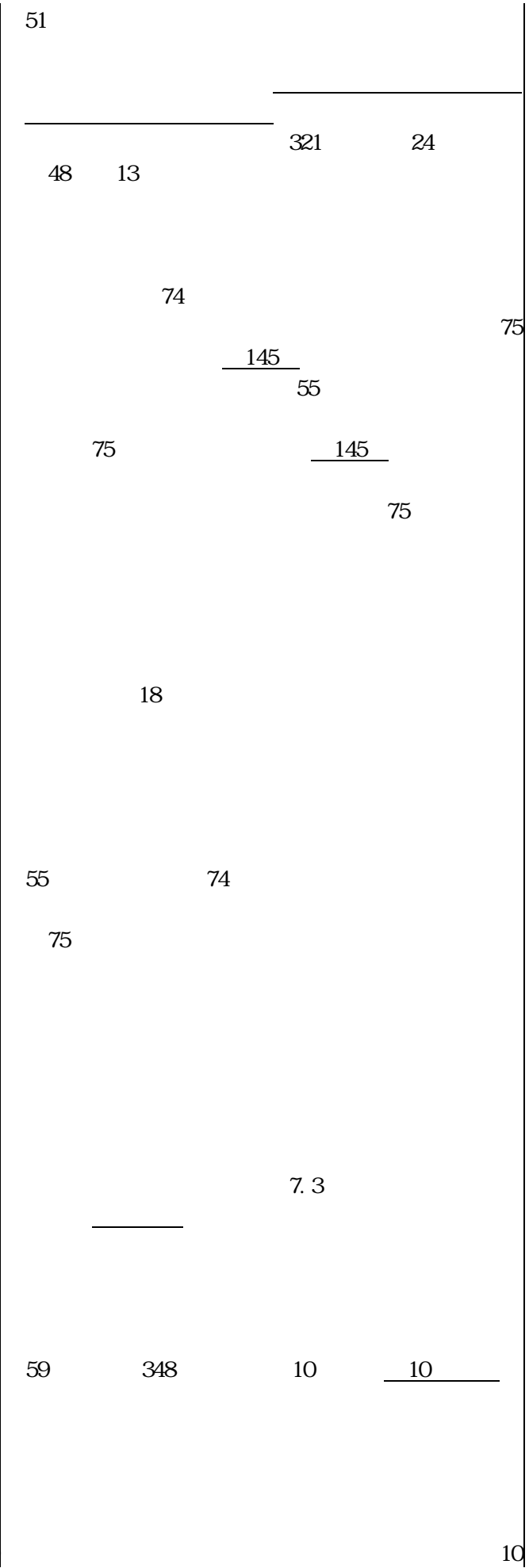
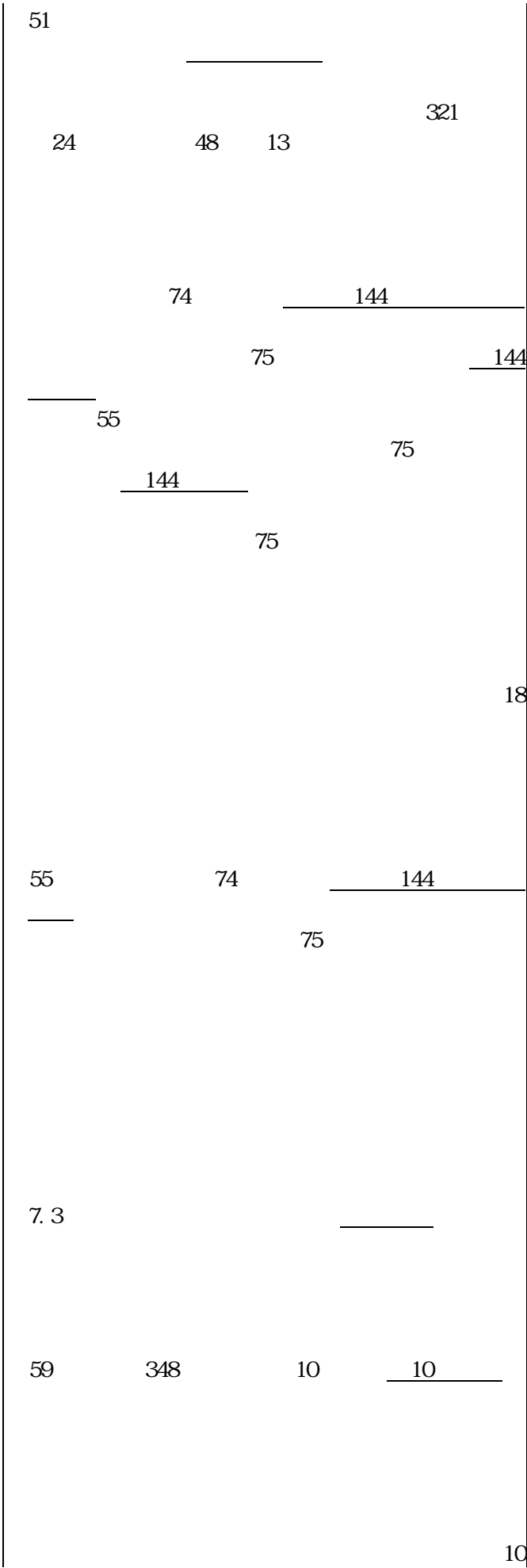
.....

.....

.....

.....

<p>24</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>18</p> <hr/> <p>25</p> <hr/> <p>245</p> <hr/> <p>47</p> <p>33</p>	<p>24</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>25</p> <hr/> <p>245</p> <hr/> <p>46</p> <hr/> <p>47</p> <hr/> <p>33</p>
<p>35</p> <hr/> <p>23</p> <hr/> <p>17</p> <p>37</p>	<p>35</p> <hr/> <p>23</p> <hr/> <p>16</p> <p>37</p>
<p>36</p> <hr/> <p>100</p> <hr/> <p>12 1</p>	<p>36</p> <hr/> <p>100</p> <hr/> <p>14 7</p>



10

() ()

61	348		<u>10</u>
<u>12</u>	11	11	

88

()

	0.05		
0.6		<u>2,000</u>	
		0.05	
0.09			
0.6		0.8	
	<u>2,000</u>		
		0.09	
		0.8	
	<u>2,400</u>		
		0.5	
		0.5	
		0.02	
		0.25	
		<u>3,700</u>	

()

3,600

3,900

6,900

10,800

10

() ()

61	348		<u>10</u>
<u>12</u>	11	11	

88

()

	0.05		
0.6		<u>1,000</u>	
		0.05	
0.09			
0.6		0.8	
	<u>1,200</u>		
		0.09	
		0.8	
	<u>1,600</u>		
		0.5	
		0.5	
		0.02	
		0.25	
		<u>2,500</u>	

()

2,400

3,100

5,500

7,200

3,800
5,000
3,600

3,000
4,000
2,400

() 2,400
5,900
6,000

() 1,600
4,700
4,000

40
10 11
12

40
10

40
10
11

40
10

40
11

40
10

37
314
36
16 16
17 18
19 19
20
37

37
314
36
16 16
17 18
19 19
20
37

16 30
60
14
88

16

314

36

24

36

48

42

24

23

39

39

22

23

11

23

29

11

11

17

17

17

18

17	35	35	
		29	23 11
	31		31
17	35	34	
		36	35
	36		11
			35
			36 36
			11
17			
	31		11
			31
18	35	35	
			11
	32		32

11

27

17

17

17

18

39

39

23

13

41

41

23

29

13

41

41

45

41

41



26 10

() 24 23 19 22 22 23 27

() 88 16 27

() 35 21 28

() 24 51 55 16 28

() 16 19 19 28

() 29 24 65

() 59 61

36

27

26

19

27

19

29

28

19

29

88

27

26

16

28

15 10 14

26

185

60

16

27

31

60

12

88

16

88	3,900	3,100
	6,900	5,500
	10,800	7,200
	3,800	3,000
	5,000	4,000
16	88	26
		26
	88	26
	88	88

	3,900	3,100
	6,900	5,500
	10,800	7,200
	3,800	3,000
	5,000	4,000

倉吉市景観条例の一部を改正する条例

倉吉市景観条例（平成19年倉吉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中の号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目を削る。

改正後	改正前
<p>（届出及び勧告等の適用除外）</p> <p>第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1） 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの ア～オ 略</p> <p><u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略</p> <p>（2）～（8） 略</p>	<p>（届出及び勧告等の適用除外）</p> <p>第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>（1） 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの ア～オ 略</p> <p><u>カ</u> <u>風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）第2条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条第2項後段の協議に係る行為</u></p> <p><u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略 <u>ケ</u> 略</p> <p>（2）～（8） 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



26

()

()

25

71

()

()

28

()

10

()

()

()

()

10

11 30

12 28

13

14

15

16

17

18

29

24

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例（昭和29年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第1項の規定に基づき、消防団員の任免、給与、服務等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(消防団員の資格及び任用)</p> <p>第2条 <u>消防団員</u>は、次に掲げる資格を有する者のうちから、消防団長（以下「団長」という。）が市長の承認を得て任用する。 (1)及び(2) 略</p> <p>(団長等の任命)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>分団長及び副分団長は、消防団員（第10条の2第1項の規定により任用された者及び同条第2項の規定により任期を更新された者を除く。次項において同じ。）のうちから消防団員の互選又は推薦された者を、市長の承認を得て団長が任命する。</u></p> <p>4 部長及び班長は、<u>消防団員</u>のうちから分団長の推薦による者を、市長の承認を得て団長が任命する。</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>消防団員</u>となることができない。 (1)～(4) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>消防団員</u>が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。 (1)及び(2) 略 (3) 前2号に規定する場合のほか、<u>消防団員</u>に必要な適格性を欠く場合 (4) 略</p> <p>2 <u>消防団員</u>は、市外に転住したときは、その身分を失う。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第1項の規定に基づき、<u>消防団員</u>（以下「<u>団員</u>」という。）の任免、給与、服務等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>団員</u>の資格及び任用)</p> <p>第2条 <u>団員</u>は、次に掲げる資格を有する者のうちから、消防団長（以下「団長」という。）が市長の承認を得て任用する。 (1)及び(2) 略</p> <p>(団長等の任命)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 分団長及び副分団長は、<u>団員の互選又は推薦された者を、市長の承認を得て団長が任命する。</u></p> <p>4 部長及び班長は、<u>団員</u>のうちから分団長の推薦による者を、市長の承認を得て団長が任命する。</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>団員</u>となることができない。 (1)～(4) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>団員</u>が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。 (1)及び(2) 略 (3) 前2号に規定する場合のほか、<u>団員</u>に必要な適格性を欠く場合 (4) 略</p> <p>2 <u>団員</u>は、市外に転住したときは、その身分を失う。</p>

(懲戒)

第6条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 略

(退職等)

第8条 消防団員は、退職しようとするときは、あらかじめ団長の許可を受けなければならない。

2 団長は、消防団員の数に変動が生じた場合は、これを市長に報告しなければならない。

(定年による退職)

第9条 消防団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(定年)

第10条 消防団員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職者等の任用)

第10条の2 団長は、第9条の規定により退職した者又は任用しようとする年の4月1日現在において、年齢65年に達している者のうちから分団長の推薦があったものを、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で任期を定め、消防団員に任用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前2項の規定による任期の末日は、その者が年齢70年に達する日以後の最初の3月31日以前の日でなければならない。

(報酬)

第11条 消防団員には、次の階級の区分に応じた年額により報酬を支給する。

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額	略						

2 消防団員のうち機関員の報酬は、前項の年額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる額を加算する。

(1)及び(2) 略

3 前2項の報酬は、年度の中途において消防団員の身分、階級等に異動があった場合においては、月割りをもって支給する。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 略

(退職等)

第8条 団員は、退職しようとするときは、あらかじめ団長の許可を受けなければならない。

2 団長は、団員数に変動が生じた場合は、これを市長に報告しなければならない。

(定年による退職)

第9条 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(定年)

第10条 団員の定年は、年齢65年とする。

(報酬)

第11条 団員には、次の区分により報酬を支給する。

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額	略						

2 団員のうち機関員の報酬は、前項の年額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる額を加算する。

(1)及び(2) 略

3 前2項の報酬は、年度の中途において団員の身分、階級等に異動があった場合においては、月割りをもって支給する。

<p>(費用弁償)</p> <p>第12条 <u>消防団員</u>が次の各号に掲げる職務に従事したときは、それぞれ当該各号に定める額の費用を弁償する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の場合を除き<u>消防団員</u>が公務のため出張等をした場合においては、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭和28年倉吉市条例第32号)の例により、旅費を支給する。</p> <p>(サービス規律)</p> <p>第13条 <u>消防団員</u>は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第14条 <u>消防団員</u>が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。</p> <p>第15条 <u>消防団員</u>は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第16条 <u>消防団員</u>は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認めるときは、出動に支障ない態勢にななければならない。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第12条 <u>団員</u>が次の各号に掲げる職務に従事したときは、それぞれ当該各号に定める額の費用を弁償する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の場合を除き<u>団員</u>が公務のため出張等をした場合においては、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭和28年倉吉市条例第32号)の例により、旅費を支給する。</p> <p>(サービス規律)</p> <p>第13条 <u>団員</u>は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第14条 <u>団員</u>が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。</p> <p>第15条 <u>団員</u>は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第16条 <u>団員</u>は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認めるときは、出動に支障ない態勢にななければならない。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

()

, .

, ,

13

2014年4月16日

倉吉市 議会
議長 由田 隆 様

全日本年金者組合鳥取県本部

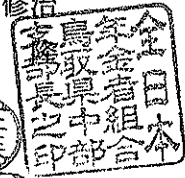
委員長 増田 修治

中部支部長 平井

紹介議員

佐藤 博 栗部

朝日 等 治



さらなる年金削減の中止を求める請願

<請願の趣旨>

年金削減を中止する意見書提出について

<請願の理由>

一昨年11月16日には、衆議院解散に先立ちほとんど審議されることのないまま、3年間で年金を2.5%も削減する法律が成立しました。

「特例水準の解消」を理由としていますが、これは2000年から2002年に消費者物価指数が下がった時に、高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を下げずに据え置いたために、現在の年金水準が高いままになっているというものです。

しかし、灯油など生活必需品の値上げ、各種控除の縮小などによる増税、社会保険料のあいつぐ引き上げなどで高齢者の生活は厳しさを増しています。いま、10年以上も以前の理由で年金を引き下げるとは、高齢者の生活に甚大な影響を与えます。

昨年、12月に年金額の改定通知書が届いて以来、多数の受給者が行政不服審査請求を行い、その数は12万6千人を超えるに至りました。『物価が上がり、消費税が増税されるなかで、これ以上年金が削減されたら、生活が成り立たなくなる』という高齢者の怒りがうねりになって大きな数になりました。

年金の削減は消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念されます。地域経済にも大きな影響を及ぼします。安倍首相は、『経済の好循環』を経済政策の柱にしていますが、年金のさらなる削減は、それに逆行するものです。

さらに、2.5%削減に続いて、マクロ経済スライドの実施及び改悪による連続的な年金削減が計画されています。また、年金制度の改悪によって、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも地方自治法99条の規定に基づき意見書を提出していただくようお願いいたします。

以上

(連絡先) 〒682-0867 倉吉市越殿町 1558-8-A 平井 隆

2014年5月 27日

倉吉市議会

議長 由田 隆 様

全日本年金者組合

鳥取県本部委員長

増田修治

中部支部長

平井 隆

紹介議員 佐藤博幸



「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願

(請願の主旨)

- 1、安易な急性期医療ベットの削減と機械的な早期退院の強要をしないこと。
- 2、介護保険要支援者の「訪問介護」、「通所介護」を保険給付から外さないこと。
- 3、介護保険サービスの自己負担を増やさないこと。
- 4、特別養護老人ホーム利用者を要介護3以上に限定しないこと。

(請願の理由)

政府は今国会に医療、介護に関わる表記の法案を提出して、早期成立を目指しています。

医療では、「地域医療ビジョン」を策定し、急性期医療のベット数削減、それに見合う患者の早期退院などを目指しています。また、同法案とは別に70~74歳の窓口負担増によって受診抑制による医療費増も懸念されます。

介護では、(1)要支援者の「訪問介護」、「通所介護」を介護保険から外して市町村の地域支援事業に移し、生活支援はボランティアやNPOにゆだねる。

(2)一定以上所得者の2割へ自己負担を増やす。

(3)特別養護老人ホーム利用者を原則要介護3以上に限定する。

など、重大な問題が含まれています。

本来、介護・医療の「制度改正」は、国民や自治体への影響が大きく、各方面の意見を十分に聞いて、それぞれ慎重審議すべきものです。

慎重審議を求めるとともに請願の趣旨について採択し、意見書を関係各方面への送付下さるようお願いします。

(連絡先) 郵便番号 682-0867 倉吉市越殿町1558-8 平井 隆

電話番号 0858-22-4875

倉吉市議会
議長 由田 隆 様

鳥取県労働組合総連合
議長 田中 勝
680-0811 鳥取市西品給 806
Tel 0857-21-3171 fax0857-21-3172

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める陳情

【陳情の趣旨】

金融緩和や大型公共投資、円安・株高の影響もあり、輸出関連企業等の大企業の業績は好調です。安倍首相は、中小企業の業況改善や有効求人倍率の回復にも言及し、景気見通しは明るいとして、経済団体に「経済好循環の実現のためにも賃上げを」と要請、大企業の一部ではベースアップが実現しています。また、従来、低賃金が問題とされてきた外食、小売、運輸などの業種では人手不足が広がり、業界大手がパートやアルバイトの募集時給を引き上げ始めたとの報道もあります。

しかし、中小企業や非正規で働く多くの労働者の賃金は、今なお改善されていません。消費税増税と円安で物価が上昇する中、平均賃金は2000年より10%^{*1}も低下し、雇用労働者の35%は年収200万円未満^{*2}です。また、正規雇用は2007年から年々減少し、雇用労働者に占める非正規の割合は2013年平均で37%に達しています^{*3}。まともな賃金を得られる雇用機会は少なく、ワーキング・プアからの脱出は困難となれば、自助努力任せでは、消費の活性化は望めません。

だからこそ、最低賃金の引き上げが重要です。今の最低賃金は、最も高い東京でも時給869円、鳥取県では最も低い664円です。生活するには足りない上、大きな地域格差があるため、低賃金の地方から労働者が出て行ってしまいます。

中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を実施すると同時に、最低賃金を改善することは、有効な景気刺激策です。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財・サービスなど中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向が強いからです。

「グローバル競争の中、最低賃金は上げられない」との意見もありますが、他の先進国は多くが最低賃金を1,000円以上とし、平均賃金も引き上げて内需を確保しています。ドイツも来年から時給8.5ユーロ（約1180円）の全国一律最低賃金制を導入しますし、アジア諸国でも、最低賃金の大幅引き上げや新設が盛んで、低賃金競争という発想は主流ではありません。低賃金労働に頼る経営と労働市場は、企業の成長力と地域経済の消費購買力を失わせ、社会を不安定にするとみなされているからです。

公正取引の確立の面からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

以上

*1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」時系列賃金指数より

*2 総務省統計局「労働力調査」詳細集計・2012年平均より

*3 総務省統計局「労働力調査」詳細集計・2012年平均ならびに2013年四半期平均より

自治労鳥取発第203号
2014年5月26日

倉吉市議会議長 由田 隆 様

(陳情者) 鳥取市南町 505 番地
自治労鳥取県本部
執行委員長 本 川 博 孝



倉吉市葵町 722 番地
倉吉市職員労働組合
執行委員長 谷 本 洋



地方財政の充実・強化を求める陳情

〔陳情趣旨〕

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次の通り対策を求めるための意見書を提出していただくよう陳情いたします。

〔陳情事項〕

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。
3. 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
4. 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。
5. 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
6. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
8. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

[提出先]

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、